

令和 6 年

七ヶ浜町議会会議録

1 月第 2 回会議	1 月 1 2 日 開 会
	1 月 1 2 日 散 会

七ヶ浜町議会

令和 6 年 1 月 1 2 日（金曜日）

七ヶ浜町議会定例会 1 月第 2 回会議会議録
(第 1 日目)

令和6年七ヶ浜町議会定例会1月第2回会議会議録第1号

令和6年1月12日（金曜日）

出席議員（14名）

1番	鈴木洋市君	2番	鈴木篤君
3番	佐藤信輝君	4番	能勢鯨太君
5番	鈴木博君	6番	鈴木恵子君
7番	佐藤直美君	8番	熊谷明美君
9番	佐藤壮一君	10番	遠藤喜二君
11番	岡崎正憲君	12番	歌川渡君
13番	仁田秀和君	14番	安倍敏彦君

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

町長	寺澤薫君
副町長	平山良一君
総務課長	藤井孝典君
政策課長	青木ゆかり君
財政課長	小野勝洋君
税務課長	遠藤衛君
町民生活課長	宮下尚久君
産業課長	鈴木昭史君
建設課長兼復興推進室長	鈴木英明君
水道事業所長	稲妻和久君
国際村事務局長	後藤謙一君
子ども未来課長	菅井明子君
健康福祉課長	関本英児君

長 寿 社 会 課 長
防 災 対 策 室 長
会 計 管 理 者
教 育 長
教 育 総 務 課 長
生 涯 学 習 課 長

沼 倉 隆 弘 君
石 井 直 紀 君
鈴 木 正 実 君
須 藤 清 君
佐 藤 浩 明 君
遠 藤 裕 一 君

事務局職員出席者

議 会 事 務 局 長
同 書 記

佐々木 祐 一 君
鈴 木 一 叶 君

議事日程 第1号

令和6年1月12日（金曜日） 午前10時00分 開会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 会議日程の決定
日程第4 議案第4号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

本日の会議に付した事件

- 日程第1 会議録署名議員の指名
日程第2 会期の決定
日程第3 会議日程の決定
日程第4 議案第4号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

午前10時00分 開会

○議長（安倍敏彦君） 本日1月12日は休会の日ですが、議事の都合により、令和6年七ヶ浜町議会定例会を再開し、1月第2回会議を再開いたします。直ちに本日の会議を開きます。

ただいまの出席議員は14名であります。本日の議事日程は、お手元に配付した通りであります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（安倍敏彦君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第125条の規定により、議長において10番 遠藤 喜二 議員、11番 岡崎 正憲 議員を指名いたします。

日程第2 会議日程の決定

○議長（安倍敏彦君） 日程第2、会議日程の決定を議題と致します。

お諮り致します。令和6年七ヶ浜町議会定例会1月第2回会議の日程は、本日1日間と致したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしの声がありますので、異議なしと認めます。

よって、1月第2回会議の日程は、本日1日間と決しました。

なお、今定例会に出席している職員は、お手元に配付している通りであります。

○議長（安倍敏彦君） ここで、寺澤 薫町長へ提案理由の説明を求めます。寺澤 薫町長、御登壇願います。

〔町長 寺澤 薫君 登壇〕

○町長（寺澤 薫君） おはようございます。それでは、令和6年七ヶ浜町議会定例会1月第2回会議に提案いたしました、議案について説明をさせていただきます。提出いたしました議案につきましては、議案第4号の1件であります。詳細につきましては、後ほど担当課長から説明申し上げますので、私からは要点のみを説明をさせていただきます。

議案第4号、七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険の安定的な運営を確保するため、国民健康保険税の税率を改正するものであります。

以上、ご提案いたしました議案について説明をさせていただきましたが、慎重審議の上、

ご同意賜りますようお願い申し上げ、提案理由の説明とさせていただきます。

日程第3 議案第4号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例

○議長（安倍敏彦君） 日程第3 議案第4号 七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。当局の説明を求めます。町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） それでは、議案第4号、七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明いたします。議案書1ページをお開きください。

提案理由は、国民健康保険の安定的な運営を確保するため、国民健康保険税の税率を改定するものであります。国民健康保険税の税率につきましては、平成30年度の改定以降、現行の税率を据え置いて財政運営を続けてまいりましたが、近年の医療費の増加等により、財政調整基金の残高が大きく減少しており、今後、安定的な運営をしていく上で、税率の改定が必要であるため、本条例の一部を改正しようとするものであります。条例の改正内容につきましては、新旧対照表にて説明いたします。

議案参考資料1ページをご覧ください。第3条第1項の改正は、医療分の所得割額を100分の5.4から100分の6.55に改定するものです。第5条の改正は、医療分の均等割額を2万4,200円から2万5,600円に改定するものです。

第6条の改正は、後期高齢者支援金分の所得割額を100分の2.0から100分の2.55に改定するものです。第7条の2の改正は、後期高齢者支援金分の均等割額を8,900円から9,200円に改定するものです。

次のページをお開きください。第8条の改正は、介護納付金分の所得割額を100分の1.85から100分の2.2に改定するものです。第23条第1項第1号の改正は、7割軽減に係る軽減額について改めるものであります。

次の3ページをご覧ください。同号イは、医療分の均等割額に係る軽減額を1万6,940円から1万7,920円に、同号ハは後期高齢者支援金分の均等割額を6,230円から6,440円に改めるものです。

同項第2号の改正は、5割軽減に係る軽減額について改めるものであり、同号イは医療分の均等割額1万2,100円から1万2,800円に改めるものです。4ページをお開きください。同号ハは、後期高齢者支援金分の均等割額を4,450円から4,600円に改めるものです。

同項第3号の改正は、2割軽減に係る軽減額について改めるものであり、同号イは、医療分の均等割額を4,840円から5,120円に、同号ハは、後期高齢者支援金分の均等割額を1,780円か

ら1,840円に改めるものです。同条第2項の改正は、未就学児の均等割額に係る軽減額について改めるものであります。

次の5ページをご覧ください。同項第1号の改正は未就学児に係る医療分の均等割額の軽減額を改めるものであり、同号イ、7割軽減世帯の金額を3,630円から3,840円に、同号ロは5割軽減世帯の均等軽減額を6,050円から6,400円に、同号ハは2割軽減世帯の軽減額を9,680円から1万2,400円に、同号ニは、それ以外の世帯の軽減額を1万2,100円から1万2,800円に改めるものです。

同項第2号の改正は、未就学児に係る後期高齢者支援金分の均等割額の軽減額を改めるものであり、同号ニは7割軽減世帯の軽減額を1,335円から1,380円。同号ロは5割軽減世帯の軽減額を2,225円から2,300円に改めるものであり、次の6ページをお開きいただきまして、同号ハになります。同号ハは2割軽減世帯の軽減額を3,560円から3,680円に、同号ニは、それ以外の世帯の軽減額を4,450円から4,600円に改めるものであります。

議案書にお戻りいただきまして、議案書2ページをお開きください。

附則第1項の通り、この条例の施行期日は、令和6年4月1日からとなり、附則第2項の通り、令和6年度分以後の年度分の国民健康保険税について適用となります。以上、改正内容の説明となります。ご審議のほどお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） これより、質疑に入ります。質疑ございませんか。佐藤信輝議員。

○3番（佐藤信輝君） 3番佐藤信輝です。一点お伺いします。周知についてお伺いします。町民の方に話を聞くと、若い人は海苔屋さんとかですけれど、税率が上がること自体分かっていない。知らなかった。高齢者の方は読んでも難しくて分からない。難しそうなので読んでなかった、知らなかったという声を多数聞きます。期間も短かったっていうこともありますけど、まだ町民の方の認知不足、周知不足であるように思います。今後の周知などは、直接町民に関わってくることでありますので、どのようにして町民の方に少しでも理解、納得してもらおうとしているのか、伺います。

○町民生活課長（宮下尚久君） 周知につきましては、確かに御指摘の通りですね、まだまだ不足しているかなと思います。これまでの周知につきましては、税率の改定を検討していますという趣旨での周知でございました。今回ですね、議案として提案させていただきましたので正式に可決しましたら、このように変わりましたという内容での周知を住民の皆さんにきちんとしていけないといけないということで認識しております。周知方法につきましては当然ながら広報紙への掲載を始めとしまして考えておりまして、期間が十分長いわけではありませんが、

なるべく丁寧な周知を心がけたいと今検討しておりますが、国保加入世帯全世帯に対して、個別に郵送を差し上げて、このように変わりますというような御案内も必要かなと考えております。あとはその具体的に自分の税額はどのくらい上がるのかなという感覚的なところで、分かんないんだけどというようなお声が多いかと想定しておりますので、その辺も、モデルケースを示しながら、なるべくイメージしていただけるような対応を考えてまいりたいと考えてございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 他にございますか。歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川渡です。七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、6点について伺います。

○議長（安倍敏彦君） まず3点。

○12番（歌川 渡君） まず第1点、税率の改定による税増収額について伺います。

今回の税率引き上げで、医療分における所得割現行税率100分の5.4%から6.55%に、均等割2万4,000円が2万5,600円に。後期高齢者支援分における所得割現行率100分の2.00%から2.55%に、均等割8,900円が9,200円に。介護納付金分における所得割現行100分の1.85%が2.2%に、改定されようとしております。そこで伺います。今回改定されることによる、それぞれの各税増収見込みが立つと、総額はいくらになるのか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） お答えします。今回増収見込みといたしましては、三つの項目を合計しまして、4,067万7,000円を見込んでございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 私が質問したのは、きちんと聞いてくださいよ。各税増収見込み額、医療分、後期高齢者、介護で、それぞれ所得割の税率を5.4から6.55でいくら税増収になるのか。均等割2,402万4,000円が2万5,600円にしたことによって、どれだけの税増収になるのかというところで伺ったものであります。再度。

○議長（安倍敏彦君） 税務課長。

○税務課長（遠藤 衛君） 申し訳ございません。それではお答えします。

まず医療分の所得割の方の増収分でございます金額の方が、増える分が2,682万2,479円でございます。それから医療の均等割の部分につきましては、537万7,400円でございます。続いて、後期分の所得割になりますが、金額の方が1,282万8,023円でございます。続いて後期高齢の方の均等割の増加額につきましては、115万2,300円。続いて介護分の所得割の増加分につき

ましては、286万139円となっております。

それで全部合計すると、4,904万341円となりまして、そこから所得軽減とかいろいろ差し引いて、最終的には先ほど申し上げました。4,067万7,000円になるところでございます。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 2点目、令和8年度以降の一般会計からの繰入についての考えを伺いたいと思います。昨年10月に開催された議会全員協議会の説明で、令和5年度から令和7年度において税率引き上げ改定以外一般会計から2億円の繰入を行うという説明がありました。しかし、令和7年度末の国民健康保険財政調整基金の積み立て残額が約940万円となっているとの説明がありました。そこで伺います。令和8年度以降も一般会計からの繰入を行うのか。繰り入れを行わず、さらに、税率の引き上げを行う考えなのか伺いたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 財政課長。

○財政課長（小野勝洋君） 全員協議会等々では、一応私の目標で一応3年間で2億ぐらいはっというな話は当然させていただいておりますが、現状ではまだ予算化ももちろんしてませんが、今後の補正予算において、今年度については約1億円程度を繰り出す予定としております。それから令和6年、7年度につきましてどういう金額になるかはちょっとあれですけども、6,000万とか4,000万、7,000万、3,000万という数字になるかそれはちょっと未定ですが、それ以降の繰入繰出につきましては、これまでも再三言っておりますが、納付金の状況であったり、国保税の調定収入状況、課税割合であったりですね、それを勘案しながら、数年間は走りながら状況を見ながらということになるかと思いますが、現段階ではこの間も申しましたように、それ以降の繰り出しについては、現段階で想定しないとしておりませんということになります。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。3点目。1月第2回会議に今回国民健康保険税の引き上げ条例を上程した理由について伺いたいと思います。通例ですと、3月会議に、国民健康保険税条例の議案上程を行っていることであります。

そこで伺います。改めて今回の1月に議案上程となった理由について説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 3月ではなく、1月なのはなぜか。というご質問かと思います。

平成30年度改定のときは3月だったよねということで、御指摘頂戴してたかと思います。30年度のときは減額の改正でございました。今回は増額の改正でございます。3月に行った場合、新年度の令和6年度の予算を組む都合上、3月の条例改正では苦しいというところがございまして、急がせていただき、1月に上程させていただいたということでございますのでご理解をお願い申し上げます。

○議長（安倍敏彦君） ほかに質疑ありますか。能勢議員。

○4番（能勢鯨太君） 4番能勢でございます。2点お願いします。内容につきましては、数字的なものは承知しましたが、周知の部分でお伺いしたいと思います。今出ている町広報では、国保税の税率改定までと記載されていますが、ここについて、内容的に一般会計からの繰入については本当に一言しか触れられていないかなと思います。今、課長がおっしゃっていた通り、国保世帯には内容を通知すると、個別に郵送されるということではありますが一般会計ということであれば、広く町民の皆さんからの税收、それぞれに振り当てるということでもあり、次の通知では、この一般会計からの規模などもしっかり書くべきだと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） ご指摘の通りです。町広報1月号、国保税の税率の改定を検討していますということで周知させていただきまして、その中で規模まではうたっておりませんでした。今回、条例改正を可決いただきましたら、税率が改定された旨の周知をしなければならぬと考えておりましたので、その中で一般会計からの繰入を行うというところについても触れ方について検討させていただいて周知を図ってまいりたいと考えております。以上です。

○4番（能勢鯨太君） 次の質問です。同じく周知の部分ですけれども、この今までのこの町の広報紙ですと、国保税全て町の中の財源だけでまた医療費を完結してるように読めるんですけども、全協などで伺っていたところでは県とのやり取りといったものが含まれるかなと思います。当然ながら、これは町で徴収した国保税だけではやりくりできていないと思いますが、その辺皆さんに周知していただいて、これは町でのお金のやりくりが、国全体として起こってくるであろう問題ということも周知していくべきではないかなと思いますが、そこら辺まで話は盛り込むお考えはないでしょうか。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 町の問題だけではなく、国全体でこういう動き、傾向があるということをもっと周知してほしいという趣旨かと思います。そこまで考えて予定はしてはおり

ませんでした、今ご指摘をいただきましたのでどういった形がいいのかということで今後考えてまいりたいと思います。いずれ、国保の話というのは話がやはりわかりにくいということを常々町民の皆さんからもご指摘をいただいておりますので、1月号でその辺、県の納付金の関係とか、あまり触れてないというのは話をなるべくシンプルにしなければいけないということで考えた結果でございます。その辺も踏まえまして、どういった形での周知の仕方がいいのかということ、詳しくしたいけれども、詳しくすると余計分かりにくいというところでジレンマがございますので、両方見ながら、考えさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ありますか。なければ、歌川議員。3問。

○12番（歌川 渡君） 引き続き質問させていただきます。

4点目、今回の国民健康保険税の引き上げについて伺いたいと思います。前者も質問しておりますが、1月号の「広報しちがはま」のページ12、13において「国保の税率改正を検討しています」と表記し、最後の欄に「ご理解とご協力を」の項において、「税率の引き上げ」を明記しておりますね、この文章を読んでも、いつから、どのぐらいの国保税が引き上げになるのか、全く示されておられません。

そこで伺います。町広報紙への掲載および国民健康保険加入世帯に対し、改正案による試算表等のお知らせの実施、さらに各地区において、事業説明会の開催を実施する考えはないか伺います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 1月号においてはご指摘の通り、いつから、それからどのぐらいの引上げ率なのかということはお示ししてございませんでした。条例改正が行われてないと、議会に上程させていただいたというところで不確定なところは載せられなかったということでご理解いただければと思います。今回、条例可決していただいた場合にはこのような形で改定になりますと、4月から上がりますとこのぐらいですということでの周知を、広報紙の中でもしてまいりたいと考えております。試算表等のお示しはするのかとする考えはないかということにつきましては、詳しい計算まで載せるかどうかというのはどうかなとは考えておりますが、いずれモデルケースをいくつかお示しすることで、大体自分はこのぐらいかなというところが把握できるような形でお示しできないかなということで今検討しております。それから地区に出向いての説明会を行う考えはないかということでございますが、そこまでは今のところ検討してございませんでした。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 再質問するつもりはなかったんですけど、答弁についてあきれております。当局の姿勢というのはですね、決定したことを通知するべきじゃないんですよ。これからこういうふうになるよ、町民の方々、国保加入者の方々、これに対してどういうお気持ちですか、どういうご意見がありますか。というのがですね、行政の仕事ですよ。その声に基づいて再度練って、それを議会に提案して。これは今回の件の町民のですね、合意のもとで提案したいんだというのが行政の流れじゃないですか。今のは決定した結果だけを通知する、こんなでたらめな高い姿勢では、町民の加入者の健康維持が守れないという状況を改めて理解することができました。

引き続き次の質問に移ります。5点目、国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の各負担率の対比について伺うものであります。国から示されている、今述べた、国民健康保険の国庫負担金等の歳出に関する政令において、第2条に国民健康保険法第71条に基づき毎年度の療養給付費等の負担金の額の定めとして100分の32に相当する額を定めている。さらに同第4条に、調整交付金として、普通調整交付金を国民健康保険法第72条に基づき99分の7、特別調整交付金を9分の2に相当する額と定めているというふうに明記されております。そこで伺います。令和4年度宮城県国民健康保険特別会計決算での歳入における国からの交付金率、負担となる一般会計からの繰入率はそれぞれ何%になっているのか説明を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） はい、ご指摘の32%、9%の話かと思いますが、具体の数字を今手元に持っておりませんでしたのでお答えはいたしかねますが、ご指摘の趣旨としましては32%、9%それぞれ足りてないんじゃないかと、そこまで達してないんじゃないかというご指摘かと思います。そこは32%、9%にそれぞれ達していないと認識しております。以上です。

○12番（歌川 渡君） 議長、動議を求めます。休憩動議で資料の提出を求めたいと思います。

○議長（安倍敏彦君） ただいま、歌川議員から、動議が提出されました。

〔賛成と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） この動議は賛成者がありますので、休憩とします。

午前10時34分 休憩

午前10時50分 再開

○議長（安倍敏彦君） 再開いたします。それでは町民生活課長、説明をお願いします。

○町民生活課長（宮下尚久君）はい、失礼いたしました。資料手元に持ってまいりましたので、ご説明いたします。内容は、令和4年度の国民健康保険特別会計の決算の概要についてでございます。歳入歳出決算額での歳入の総額が、2,038億6,000万でございますが、そのうち、国庫支出金、県からの交付分として602億円。それから県の一般会計からの繰入金として128億円ということでございます。こちら都道府県単位となっておりますので、市町村分というのは出ておりません。あくまで県の分としてこのようになっております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） それぞれ何%か教えてください。

○町民生活課長（宮下尚久君） 2,038億6,000万円をこれを分母とし、国庫支出金602億円ですので、29.53%。県一般会計からの繰入金128億円ですので、6.28%になるかと思います。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） 次に移ります。6点目、平成30年度から国民健康保険事業が市町村事業から都道府県事業に移行されました。そこで伺います。県内市町村への事業費納付金を決定する県の機関名と構成団体および委員の人数について説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 詳細についてご質問いただきましたが、詳細について今、即答できる準備がございません。窓口につきましては、県の国保医療課であると認識しております。以上です。

○議長（安倍敏彦君） 歌川議員。

○12番（歌川 渡君） そのぐらひは事前に準備していただくべきじゃないかなと思います。改めて動議は求めません。再度、質問させていただきます。

県には宮城県国民健康保険運営協議会が設置されています。この宮城県国民健康保険運営協議会が年度の事業を決定していますが。町として、宮城県国民健康保険運営協議会との事業運営への関わりはどのようなっているのか説明を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 町民生活課長。

○町民生活課長（宮下尚久君） 県の運営協議会と町行政との関わりということでございました。実務的に直接的な関わりというのは必ずしもないという認識しております。県国保運営協議会があくまで県の諮問機関であると認識しております。

○12番（歌川 渡君） 終わります。

○議長（安倍敏彦君） 他に質疑ございませんか。

〔なしの声あり〕

○議長（安倍敏彦君） 質疑ないようですので、これにて質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。初めに反対討論ありませんか。鈴木恵子議員。

○6番（鈴木恵子議員） 6番鈴木恵子です。議案第4号、七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について反対いたします。反対の主な理由について述べたいと思います。

一つは、国民健康保険法第5条、費用の負担で示されている。国および県が行うべき負担率が守られていないことです。同法第71条は、国は都道府県等が行う国民健康保険の財政の安定化を図るために、都道府県に対して32%、調整交付金9%の41%を出すとされています。同法第72条、都道府県は、県内の財政状況、その他の事情に応じた財政の調整を行う算定対象額9%を特別会計に繰り入れなければならない。国民健康保険の財政の安定化を図るために、計50%の負担をすることになっています。ところが、先ほど課長の説明もありましたが、令和4年度の宮城県国民健康保険資料からすると、トータルで36.81%が現状となっています。このことが、七ヶ浜町国民健康保険事業運営に過大な負担になっている。そこが根源になっているんです。

二つは、町民に税率アップの改定をする前に、国、県が負担をすれば、国保特別会計からの納付金も軽減されるのではないのでしょうか。

三つは、この上国保世帯の国保税が上がったら、医療受診抑制に繋がりがねないことです。町民はコロナパンデミックを経て収入が増えない中で、諸物価の高騰により、切り詰めるところは食費、日常生活が困窮している現状となっています。令和4年度の被保険者は49.11%が65歳以上の前期高齢者になっています。その中には働かざるをえない人もいと推測できますけれども、年金生活者です。また、65歳以下の方でも第1次産業従事者の他、非正規やフリーランスの方など、低所得者が多いのです。そして、協会けんぽの方の保険料と比較しても、国民健康保険料は高いんですね。

四つは、七ヶ浜の受診率は、県内1位であると言われてますけれども、被保険者の1人当たりのかかった医療費は、9位です。これは、早期発見早期治療による重症化予防と健康作り活動の成果と思われます。以前、介護保険制度が始まる前に、夜間各地区を分担していろいろ説明に回りましたが、その際、地域の方たちからは、俺たちはさ、1週間寝たらあの世に行く、それが望みなんだ。と言われました。みんな健康で一生全うしたいと思っているんです。町民は、納税者であり、必要な医療を受ける当事者であり、自分の健康の維持向上の実践者です。その町民ときちんと向き合い、現状広報だけではなく、各地区での説明会や懇談会を開催し、伝え、健康のまち作りの運動に参加してもらい取り組みをしましょうよ。将来健康な

七ヶ浜町民への投資となると考えるんです。

以上をもちまして、七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部改正についての反対討論といたします。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありませんか。佐藤直美議員。

○7番（佐藤直美君） 7番佐藤直美です。議案第4号七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。制度改正の平成30年から過去5年間の動向を見ると、急速な高齢化に伴う医療費の増加が見られ、現状の税率では国民皆保険を維持することは困難な状況となっています。このままでは財政が破綻し、被保険者が必要な医療を十分に受けられない状況に陥ることが明白となっております。また、今回財政調整基金の残高の急激な減少により不安定になった本町の国民健康保険財政について当面の安定化を図ることが急務となっております。一方で町民が、受診控えすることなく、健康を維持、そして増進できるように更なる取り組みの実施や、町民への丁寧な説明、それから県とのコミュニケーションをしっかりと取り、計画的な運営を全庁挙げて行っていくことも重要であり、そして期待するところであります。よって国民健康保険事業の健全運営に向けて、税率を改定する本議案に關しまして、やむを得ないと判断し、賛成いたします。以上でございます。

○議長（安倍敏彦君） 他に討論はありますか。歌川 渡君。

○12番（歌川 渡君） 12番、日本共産党の歌川 渡です。議案第4号、七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、反対の立場で討論いたします。反対の主な理由について、以下の4点を述べたいと思います。

一つは、今回の改正にあたっては、税率の引き上げと一般会計からの繰入金で、令和7年度までの国民健康保険特別会計事業会計が示されております。令和8年度以降の事業体系が示されておられません。令和4年度、6年度からの国民健康保険税の引き上げは行わず、更なる一般会計からの繰り入れを行い、国民健康保険委員加入者世帯への税負担増は行うべきではありません。

二つは、先の反対討論で鈴木恵子議員が述べました。国民健康保険事業において、国の国民健康保険の国庫負担金等の歳出に関する政令が示した国の国庫負担率を調整し、調整交付金率、さらに都道府県の負担率に準拠していないのが現状であります。町民に法や条例の遵守を求めるように、町当局は、国および県に対して強く負担率を遵守するよう求めるべきではないでしょうか。

三つは、国民健康保険事業が県事業に移行したことにより、加入市町村および県民の意見

が反映されていないことであります。後期高齢者広域後期高齢者医療広域連合および議会また、広域事務組合のように、市町村行政および市町村議会議員が関われるように、県に求めるべきではないでしょうか。

四つは、今回の国民健康保険税の引き上げについて、国民健康保険加入者、および世帯に十分に周知されていない状況の中で、議会に議案上程されていることであります。拙速すぎるのではないのでしょうか。町広報紙では具体的な引き上げ率および世帯への試算なども示されていないことであります。また、議会への議案上程は、前改正時同様、3月会議に議案上程を予定すべきであります。その間、各地区での説明会の開催は十分可能であります。加入者等の意見を求めるべきではないのでしょうか。以上、国民健康保険税の引き上げの撤回と、事業改革および国民健康保険加入者等への周知、説明会を行うことを求め、本条例改正に反対するものであります。

○議長（安倍敏彦君） 次に、賛成討論ありますか。熊谷議員。

○8番（熊谷明美君） 8番熊谷明美でございます。議案第4号、七ヶ浜町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、賛成の立場で討論いたします。国民健康保険は、安心して医療を受けるための医療保険制度です。これまでは、国民健康保険の財政運営の安定化を図るため、基金を取り崩して、運営をしてきましたが、町国保被保険者数の減少で、税収減や高齢化で医療費が急激に増加することなどが要因で、国保財政が危機的状況になっております。このまま何も手を打たなければ、国保運営が難しくなり、安定して医療提供を受けることができなくなる可能性があります。

よって、国保税の税率改定は国保財政の安定した運営のためにはやむを得ないものと考えます。現状を見ると、健全化に向けての取り組みは長期に及ぶと考えられます。今後は、町民への丁寧な周知徹底と、この全国的にも、国保財政の厳しい自治体は本町だけでは限らないというふうに捉えておりますので、この状況を打開するため、国や県との密な連携や疾病の重症化を防ぐための取り組みを並行して実施することを期待して、賛成といたします。

○議長（安倍敏彦君） 他に討論はありませんか。

〔なしの声あり〕 討論ないようですので、これにて討論を終了いたします。

これより本案を起立により採決いたします。本案を原案の通り決することに賛成の諸君の起立を求めます。

○議長（安倍敏彦君） 起立多数であります。よって、本案は原案の通り可決されました。

○議長（安倍敏彦君） 以上をもちまして、令和6年七ヶ浜町議会定例会1月第2回会議に付議された案件は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

本定例会は、明日1月13日から12月27日までの350日間を休会といたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（安倍敏彦君） 異議なしの声多数ありますので、異議なしと認めます。よって、明日1月13日から12月27日までの350日間を休会とすることに決しました。

本日はこれにて散会いたします。

御苦勞様でございました。

午前11時08分 散会

この会議録は、書記が記載したものであるが、その内容が正確であることを証するため、ここに署名する。

令和6年1月12日

七ヶ浜町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員